

## 広島県告示第千八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

令和三年十二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 保安林の所在場所

呉市警固屋九丁目四〇七の一六（次の図に示す部分に限る。）、警固屋町字長郷浜一〇七八六、一〇七九九の五、一〇七九九の六、一〇八〇〇の一

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

警固屋九丁目四〇七の一六・警固屋町字長郷浜一〇七九九の五・一〇七九九の六・

一〇八〇〇の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。）